

## 国の債権に係る情報の公表

内閣府（組織）警察庁（一般会計）

### 歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和4年度								令和5年度								令和6年度							
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額			
	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち うち 不納欠損 不納欠損 額	本年度発生分	うち うち 不納欠損 不納欠損 額	本年度発生分	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分	前年度以前発生分	本年度発生分	うち うち 不納欠損 不納欠損 額	本年度発生分	前年度以前発生未消滅債権分	本年度発生分								
合計	1,438	26	1,412	1,433	23	-	1,410	-	1,740	16	1,724	1,744	22	-	1,722	2	1,636	78	1,558	1,568	23	4	1,545	-
備考	主なもの (目)不用品売払代債権 334 (目)物件使用料債権 293 (目)公務員宿舎使用料債権 279	主なもの (目)不用品売払代債権 334 (目)物件使用料債権 293 (目)公務員宿舎使用料債権 279	主なもの (目)不用品売払代債権 411 (目)損害賠償金債権 368 (目)公務員宿舎使用料債権 276	主なもの (目)不用品売払代債権 411 (目)損害賠償金債権 368 (目)公務員宿舎使用料債権 276	主なもの (目)不用品売払代債権 465 (目)物品売払代債権 377 (目)公務員宿舎使用料債権 272	主なもの (目)不用品売払代債権 465 (目)物品売払代債権 377 (目)公務員宿舎使用料債権 272																		

※ 消滅額の項目中「うち不納欠損額」は、歳入徵収官事務規程（昭和二十七年大蔵省令第百四十一号）第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額

であり、消滅額の内数。

### 歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

	令和4年度末現在額												令和5年度末現在額												令和6年度末現在額											
	一般分(徵收停止分を除く。)						徵收停止分						一般分(徵收停止分を除く。)						徵收停止分						一般分(徵收停止分を除く。)						徵收停止分					
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計							
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額	履行期限未到来額								
債権の種類																																				
(部) 雜収入	13	2	-	8	3	10	3	-	12	1	0	8	2	10	2	-	-	66	10	2	51	2	62	4	-	-	-	-	-	-						
(款) 国有財産利用収入	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-							
(項) 利子収入	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-							
(目) 利息債権	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-							
(款) 諸収入	13	2	-	8	3	10	3	-	12	1	0	8	2	10	2	-	-	66	10	2	51	2	62	4	-	-	-	-	-	-						
(項) 弁償及返納金	13	2	-	8	2	10	2	-	12	1	0	8	2	10	2	-	-	66	10	2	51	2	62	4	-	-	-	-	-	-						
(目) 留学費用償還金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-						
(目) 返納金債権	0	-	-	0	-	0	-	-	0	-	0	-	-	0	-	-	0	0	0	0	0	-	0	-	0	-	-	-	-	-						
(目) 損害賠償金債権	11	2	-	6	2	9	2	-	-	12	1	0	8	2	10	2	-	-	66	10	2	51	2	62	4	-	-	-	-	-						
(項) 雜入	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-							
(目) 延滞金債権	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	0	-	-	-	0	-	-	0	-	-	-	0	-	0	-	0	-	-	-							
合計	13	2	-	8	3	10	3	-	12	1	0	8	2	10	2	-	-	66	10	2	51	2	62	4	-	-	-	-	-	-						

※ 計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

※ 百万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。